

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 1 日

各都道府県選挙管理委員会事務局 御中

総務省自治行政局選挙部政治資金課
総務省自治行政局選挙部政党助成室

押印義務の見直し（政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令）
Q & A の送付について

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 5 号）については、「政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（令和 3 年 2 月 1 日付け総行資第 1 6 号・総行助第 8 号選挙部長通知）」により通知されたところですが、別添のとおり「押印義務の見直し（政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令）Q & A」をとりまとめましたので、事務の参考にしてください。

押印義務の見直し
(政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令) Q & A

<改正趣旨>

【Q 1】 今回の改正の趣旨は何ですか。

【A】

- 今回の改正は、政府全体として、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、規制改革推進会議が提示する基準に照らして必要な検討を行うこととされたところ、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）、政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成6年自治省令第46号）により規定されている押印義務が求められる申請等の手続について、別記様式の改正を行うものです。

- これまで届出書類等を受理するに当たって、その真正性を確認するために一律に書面への記名押印又は署名を求めていたところ、その義務付けを廃止し、
 - ①届出等の名義人（政党その他の政治団体の代表者、会計責任者等）本人の本人確認書類の提示又は提出
 - ②代理人が届け出る場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出等の措置によって届出書類等の真正性を確認することを可能とするものですが、この場合、③署名や、④その他の措置（例えば記名押印）によることも可能とし、届出者等が自らにとって最も簡便な方法を選択し、届出等を行うことができるようにすることとしています。

<本人確認関係>

【Q2】「本人確認書類の提示又は提出」とありますが、どのように本人確認を行えばよいのでしょうか。

【A】

- 例えば、住民票の写しや戸籍謄本・抄本のほか、個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等※又はそれらの写しを提示又は提出していただくことが考えられますが、各選挙管理委員会の判断により適切に運用してください。

※ 官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇(ひ)護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられます。

- 上記の書類を届出者等が持っていない場合には、上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等又はそれらの写しを提示又は提出していただくことが考えられます。

また、各選挙管理委員会の判断により、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等又はそれらの写しについて採用することも可能と考えられます。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられます。

- また、例えば、
 - ・ 従前より選挙管理委員会とやりとりのある政党等の関係者である
 - ・ メディア露出が多い政党等の代表者本人であるなど、選挙管理委員会において、その同一性について疑義がないと判断できる場合は、本人確認がなされたものとして差し支えないと考えられます。

- なお、本人確認を行った際には、どのような方法で本人確認を行ったかについて、記録しておくこと（本人確認書類等が提示された場合については、届出者等の了解を得た上で写しをとることを含む。）が適当です。

<代理人による届出等関係>

【Q3】代理人が届出等を行う場合の「当該代理人の権限を証する書面」の様式については、指定があるのでしょうか。

【A】

- 「当該代理人の権限を証する書面」は、委任状であることが想定されますが、委任状の様式は、任意のもので差し支えありません。
- ただし、
 - ・ 代理人の氏名
 - ・ 届出等の名義人が届出等に係る事務を当該代理人に委任する旨
 - ・ 当該代理人に委任する事務の内容
 - ・ 届出等の名義人の記名押印又は署名については、記載されていることが必要と考えられ、その一例をお示しすれば、次のようなものが考えられます。

○収支報告書の提出を代理人が行う場合の委任状の様式（例）

委 任 状

私は、〇〇 〇〇（代理人の氏名）を代理人と
定め、下記事項を委任します。

記

○収支報告書の提出

令和 年 月 日

住所：

氏名：（届出の名義人の署名又は記名押印）

【Q4】代理人が届出等を行う場合、代理人の本人確認書類の提示等があっても、委任状の提示等がないときには、受理できないのでしょうか。

【A】

- 本人確認同様、代理権の確認についても、委任状の提示等がない場合でも、従前からの政党等とのやりとり等から委任関係が確認できる場合は、委任状の提示等は必要ないと考えられます。

- 一方、委任関係に疑義がある場合においては、例えば、政治団体の事務所の連絡先を把握しているときには事務所へ確認を行うなど、選挙管理委員会が適当と認める手段により、委任関係を確認することが考えられます（【Q7】参照）。

<本人確認を省略できる場合関係>

【Q5】「署名その他の措置」としては主に何が考えられますか。

【A】

- 届出等の名義人本人の選択により、届出書類等に署名又は記名押印がなされていることが考えられます。

【Q6】届出等の名義人本人の選択により、届出書類等に署名又は記名押印がなされている場合には、届出者等の本人確認書類や委任状の提示等は不要ということでしょうか。

【A】

- 不要と考えられます。

【Q7】署名や記名押印がなく、本人確認書類や委任状の提示等もない場合にはどのようにすればよいでしょうか。

【A】

- まずは署名等又は本人確認書類等の提示若しくは提出を行うよう、届出者等に対して求めるべきと考えられます。
- その上で、署名等又は本人確認書類等の提示若しくは提出が得られない場合については、選挙管理委員会が適当と認める手段により、届出書類等の真正性を確認する方法が考えられます。
具体的には、例えば、政治団体の事務所の連絡先を把握している場合には、届出書類等の真正性について事務所へ確認を行うなどの手段が考えられます。

<その他>

【Q 8】各都道府県選挙管理委員会の規程等において独自に押印を求めている様式について、押印欄を存置することとしてもよいでしょうか。

【A】

- 今回の改正により、政治資金規正法施行規則等の別記様式の一部については押印欄の削除及び備考の追加が措置されますが、各都道府県選挙管理委員会の規程等で定めている様式についても、この趣旨を踏まえ、適切に御判断いただきたいと考えています。

【Q 9】本人確認等を行うべき旨の備考の記載がある書類の届出等が2つ以上同時になされた場合には、当該書類の数だけ、本人確認等の手続が必要なのでしょうか。

【A】

- いずれかの書類に係る本人確認等の手続により届出者等の真正性が確認できれば、その他の書類に係る本人確認等の手続を行う必要はないと考えられます。

【Q 10】従来の様式（様式に「印」の記載があるもの）により届出等がなされた場合はどのような対応をとればよいでしょうか。

【A】

- 従来の様式によりなされた手続についても受け付けることとして差し支えありません。この際、Q 1でお示ししたとおり、届出書類等の真正性の確認に当たって、届出者等にとって最も簡便な方法を選択することができるようにしていることにご留意ください。

【Q 1 1】運用上、書類を訂正する場合に求めている訂正印については、どのように取り扱うべきでしょうか。

【A】

- 従前、訂正印を求めてきた趣旨は、訂正した経過を記録するためであると考えられますが、今回の改正の趣旨（【Q 1】参照）を踏まえ、訂正印についても、従来どおりの押印という手段に加えて、署名によることも可能とすることが望ましいと考えられます。

- 具体的には、届出等の名義人本人が訂正する場合には届出等の名義人本人の押印又は署名により、その代理人が訂正する場合には届出等の名義人本人の印鑑による押印又は代理人の押印若しくは署名により行うことが考えられます。

なお、署名による訂正の場合、訂正箇所ごとに署名することが困難であるときは、余白に署名した上で、訂正箇所を明記する方法によることも考えられます。

- 代理人の押印又は署名により訂正を行う場合には、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正事務が委任されている旨の確認を行うことが適切です（【Q 2・Q 3・Q 4参照】）。

なお、政治団体の届出等の届出関係の書類の訂正については、上記の場合に限らず、届出の名義人本人が行う場合には本人確認を、その代理人が行う場合には代理人の本人確認及び委任関係の確認を行うことが適切です。

- 政治資金収支報告書及び使途等報告書関係の書類について、公表後に訂正を行う場合は、併せて訂正した日付を記入していただくことが適切です。